

岐阜県知事認可各種学校

スバル学院大垣校

入学案内



〒503-0903 岐阜県大垣市東外側町一丁目4番地

TEL : 0584-71-7760 FAX : 0584-71-7761

E-mail : info@nihongo-subaru.com<https://www.nihongo-subaru.com/>

-----ページのご案内-----

1. コース概要	1 ページ
2. 入学資格	1 ページ
3. 出願書類	1 ページ
4. 申請から入国までの流れ	3 ページ
5. 学費	4 ページ
6. 入学費用減免制度	4 ページ
7. その他費用	5 ページ
8. お振込先	5 ページ
9. 納付金返還規定	6 ページ

1. コース概要

設置コース	入学時期	出願締め切り時期
日本語一般2年コース	4月	10月31日
日本語一般1年6か月コース	10月	5月15日

2. 入学資格

- ① 中等教育修了若しくは修了見込又はそれらに準ずる資格を有する者
- ② 経費支弁者に十分な経費支弁能力があること
- ③ 心身ともに健康で日本国の法令を遵守できる者

3. 出願書類

◆ 申請人に関する書類

①	入学願書	当学院ホームページよりダウンロードしてください。
②	履歴書	当学院ホームページよりダウンロードしてください。
③	卒業証明	最終学校卒業証書原本または卒業証明書原本 高校在学中の方は下記⑤の卒業見込証明書原本
④	成績証明	最終学校卒業時或いは卒業見込時の成績証明書原本
⑤	卒業見込・在学・休学・退学・ 職歴証明 (該当者のみ)	在学、休学、退学、有職歴者はその証明書原本 在学中で卒業見込の方は卒業見込証明書原本
⑥	日本語能力・学習歴を証明する 書類 (該当者のみ)	日本語能力試験、J. TEST、NAT-TEST など日本語に関する試験に参加されたことがある方は、その成績・認定書原本をご提出ください。 また、日本語教育機関で日本語を学習されたことがある場合は、その証明となる文書をご提出ください。
⑦	国籍、氏名、性別、生年月日、 出生地、現住所、家族構成等が 公的に立証できるもの	戸籍謄本や出生証明書など 中国の方は「居民戸口簿」及び「暫住証」の全ページ写し 最新の内容に更新されたものをご用意ください。
⑧	パスポートの写し (お持ちの方のみ)	身分事項・来日歴の記載があるページ
⑨	写真8枚 (縦4cm×横3cm)	カラーコピーで作成した写真は不可 出願前、3ヶ月以内に撮影されたもの
⑩	その他当学院が必要とする 書類	必要に応じて別途書類をご提出していただくことがあります。

◆ 経費支弁者に関する書類

①	経費支弁書	当学院ホームページよりダウンロードしてください。
②	申請人との関係を立証する資料 (申請人本人が経費支弁する場合は不要)	戸籍謄本や出生証明書など 中国の方は「親族関係公証書」
③	預金残高証明書	経費支弁者名義の原本
④	③の預金形成過程を明らかにする資料	・ 出入金明細書 (過去3年分) ・ 財産を売却した証明書 など
⑤	職業証明	・ 在職証明書 (企業等に勤務している場合) ・ 法人登記簿謄本 (企業等の役員である場合) ・ 営業許可書 (個人事業者である場合) ・ 確定申告書の写し (日本在住で個人事業者である場合) など
⑥	収入証明書 (経費支弁者が日本以外在住の場合)	過去3年分
⑦	所得・課税証明書 (経費支弁者が日本在住の場合)	過去3年分
⑧	家族構成を立証する書類	中国の方は居民戸口簿の全ページ写し
⑨	住民票 (経費支弁者が日本在住の場合)	家族全員の記載があるもの
⑩	その他当学院が必要とする資料	必要に応じて別途資料を提出していただくことがあります。

◆ 注意事項

- ① 訂正箇所がある場合は、修正液を使わずに、訂正箇所に二重線を引き、署名捺印に用いた印鑑の押印 (または署名) を行ってください。
- ② 書類記入時は、名称・住所等は省略せずに正式名称で記入してください。
- ③ 各証明書については、出来る限り発行者の肩書き・氏名、並びに発行機関の住所・電話番号の記載のあるものを提出してください。
- ④ 各種書類は、発行日が出入国在留管理局への提出日 (3ページ参照) より3ヶ月以内のものを提出してください。
- ⑤ 各種書類写しの余白には、写しを作成した日付・作成者の氏名・申請人との関係を記載してください。
記載例：2015年5月10日 スバル太郎 (申請人の父)
- ⑥ 日本語以外の文書は、別紙で日本語訳文を添付してください。

4. 申請から入国までの流れ

	日本語一般 2年コース (4月入学)	日本語一般 1年6か月コース (10月入学)
STEP 1 出願料の納付及び申請書類の提出 申請人（または代理人）は当学院指定の銀行口座（5 ページ参照）に出願料をお振込みいただき、申請に必要な全ての書類をご送付ください。	10月31日まで	5月15日まで
STEP 2 出入国在留管理局へ申請書類提出 書類選考及び面接試験を行い合格された方には「入学許可書」を発行し、当学院が申請書類を出入国在留管理局へ提出します。	12月上旬	6月中旬
STEP 3 在留資格認定証明書の交付通知 出入国在留管理局での書類審査を経て、在留資格認定証明書の交付通知がされます。 <u>交付された方</u> 交付通知と共に、学費・寮費等の納入案内をいたします。 <u>不交付の方</u> 不交付通知をいたします。	2月下旬	8月下旬
STEP 4 学費・寮費等の納入 申請人（または代理人）は、当学院指定の銀行口座（5 ページ参照）に学費・寮費等の納入を行ってください。 入金確認後、当学院より「在留資格認定証明書」と「入学許可書」を送付します。	3月上旬	9月上旬
STEP 5 ビザの申請 申請人は管轄の日本大使館或いは日本総領事館にてビザの申請手続きを行ってください。	3月中旬	9月中旬
STEP 6 ビザの交付 <u>交付された方</u> ビザ取得後、当学院までご連絡ください。 入国・入学に関するご案内をいたします。 その後、航空券を手配していただき、来日日・便名等を再度当学院までご連絡ください。 <u>不交付の方</u> 入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの証明を当学院へ提出してください。これらを当学院で受領後、出願料・入学金・銀行手数料を除く入金分を返金いたします。	3月下旬	9月下旬
STEP 7 日本入国	4月上旬	10月上旬

5. 学費

各コースの学費及び納付期限は以下のとおりです。(お振込み先は5ページをご参照ください。)

◆日本語一般2年コース(4月入学)

第1期(3月納付)	入学金	50,000円
	授業料(1年分)	600,000円
	教材費(1年分)	44,000円
	傷害・損害保険料(1年分)	12,000円
	合計	706,000円
第2期(2月納付)	授業料(6か月分)	300,000円
	教材費(6か月分)	22,000円
	傷害・損害保険料(1年分)	12,000円
	合計	334,000円
第3期(8月納付)	授業料(6か月分)	300,000円
	教材費(6か月分)	22,000円
	合計	322,000円
総計		1,362,000円

◆日本語一般1年6か月コース(10月入学)

第1期(9月納付)	入学金	50,000円
	授業料(1年分)	600,000円
	教材費(1年分)	44,000円
	傷害・損害保険料(1年分)	12,000円
	合計	706,000円
第2期(8月納付)	授業料(6か月分)	300,000円
	教材費(6か月分)	22,000円
	傷害・損害保険料(6か月分)	6,000円
	合計	328,000円
総計		1,034,000円

※各コース共、出願時に別途出願料20,000円をお支払いいただきます。

6. 入学費用減免制度

日本語能力試験、J.TEST、NAT-TESTなどの日本語試験において、入学前の在留資格認定証明書交付日までに優秀な成績を収めた方には、下記のとおり入学費用の一部を減免します。

- 日本語能力試験 N2 以上合格、NAT-TEST2 級以上合格、J.TEST の C 級認定
→70,000円減免
- 日本語能力試験 N3 合格、NAT-TEST3 級合格、J.TEST の D 級認定
→50,000円減免
- 日本語能力試験 N4 合格、NAT-TEST4 級合格、J.TEST の E 級認定
→20,000円減免

7. その他費用

出迎え料	5,000 円	入国後、空港から学校までの大型自動車チャーター代等の交通費です。 (ご親族、ご友人の方がお出迎えされる場合には不要です)
寝具代	10,000 円	布団、枕、シーツ等の代金です。 (ご自身で準備される場合は不要です)
銀行手数料		海外からの送金の際には、本国の銀行と日本の銀行とで手数料が発生します。双方の銀行の手数料をご負担ください。手数料が引かれて送金された場合は、来日後、生徒ご本人様より徴収させていただきます。
国民健康保険料		国民健康保険への加入は義務となっており、保険料は生徒本人が各自治体に直接お支払いしていただきます。

8. お振込先

お振込みは、スバル学院大垣校の設置会社である「株式会社クリエイト 21」の下記銀行口座へお願いいたします。

国内送金の場合

銀行名	十六銀行
支店	大垣支店
口座番号	(普通) 1947828
口座名義	株式会社クリエイト 21

海外送金の場合

NAME OF BANK	THE JUROKU BANK, LTD.
SWIFT CODE	JUROJPJT
NAME OF BRANCH OFFICE	OGAKI BRANCH
BRANCH ADDRESS	1-26 Takaya-cho, Ogaki City, Gifu Pref., Japan
A/C NO.	1947828
A/C NAME	CREATE 21 CO., LTD.
BENEFICIARY'S ADDRESS	1963 Kamimakuwa, Motosu City, Gifu Pref., Japan

9. 納付金返還規定

納付金返還規定

- ①在留資格認定証明書が不交付の場合
出願料を除く全納入金を返還する。
- ②在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合
出願料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書及び在留資格認定証明書の返却を必要とする。
- ③在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合
出願料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却があり、在外公館において査証が発給されなかったことの確認がとれた後とする。
- ④入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合
入国査証が未使用で失効していることが確認できた場合は、出願料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却を必要とする。
- ⑤入国査証を取得し來日し入学した生徒が、中途退学した場合
納付金は原則として返還しない。
なお、來日後の不入学に伴う納付金の返還については、中途退学と同等とみなす。

※銀行を介して返金する際に生じる手数料は、返金額から差し引くものとする。